

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成 26 年 4 月 1 日及び令和元年 10 月 1 日に引上げられた消費税率は、地方消費税率についても引上げられ、これらに伴う引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方税法により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

【消費税率の引上げ】

- 平成 26 年 4 月 1 日 5% → 8% $\left(\begin{array}{l} \text{消費 税} \quad 4\% \rightarrow 6.3\% \\ \text{地方消費税} \quad 1\% \rightarrow 1.7\% \end{array} \right)$
- 令和元年 10 月 1 日 8% → 10% $\left(\begin{array}{l} \text{消費 税} \quad 6.3\% \rightarrow 7.8\% \\ \text{地方消費税} \quad 1.7\% \rightarrow 2.2\% \end{array} \right)$

長野市の令和 5 年度決算では、次のとおりです。

【地方消費税交付金】 100.0 億円（うち引上げ分 53.8 億円）

【引上げ分の地方消費税交付金を充てた事業】

（単位：千円）

決算額		財源内訳					主な事業内容
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他	
障害者福祉費	9,479,658	6,531,563	20,000	53,019	760,692	2,114,384	障害者自立支 援給付費
児童福祉総務費	13,947,795	8,574,016	0	591,652	1,265,263	3,516,864	幼児教育・保 育無償化施設 等利用給付金
児童措置費	5,948,907	4,560,249	0	5,965	365,835	1,016,858	児童手当支給
福祉医療費	2,361,314	846,337	0	4,921	399,533	1,110,523	福祉医療費給 付
保育所費	3,328,862	55,432	700	273,709	793,485	2,205,536	公立保育所一 般管理費
老人福祉総務費	7,454,003	938,120	61,100	122,705	1,675,351	4,656,727	介護保険特別 会計繰出金
母子保健費	576,364	136,280	0	5,266	115,045	319,773	妊婦健康診査
計	43,096,903	21,641,997	81,800	1,057,237	5,375,204	14,940,665	